

畜産とくつく情報

平成 16 年 12 月 22 日
 (通算第 55 号)
 問い合わせ先
 長野県庁畜産課
 電話 026-235-7232

万一の「高病原性鳥インフルエンザ」の発生に備えて

「家畜防疫互助事業」

に参加しましょう

「高病原性鳥インフルエンザ」発生農家となった養鶏生産者の経営への影響を緩和するため、家畜伝染病予防法に基づく手当金制度の対象とならない経営再開支援のための資金及び発生農家の死体処理費用の自己負担分に対して補償する互助事業が実施されます。

基金造成	(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会が(独) 農畜産業振興機構の助成金と生産者積立金により基金を造成します。																								
事業実施	(社) 日本養鶏協会が長野県養鶏協会を通じて実務が行われます。																								
事業参加	事業参加生産者は(社) 日本養鶏協会と契約します。平成 16 年度の加入締切は平成 17 年 2 月 15 日(積立金納入月日)となっています。 鶏を飼養する生産者は、養鶏協会の会員であるなしにかかわらず事業に参加できます。 事業に参加される場合は、長野県養鶏協会に直接申し込みしてください。 事業内容の問い合わせは最寄りの家畜保健衛生所でも受け付けます。 長野県養鶏協会連絡先：長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁東庁舎長野県農業会議内 TEL：026-234-6871 FAX：026-235-2454 家畜保健衛生所は裏面みてください。																								
生産者積立金の単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">鶏の種類</th> <th colspan="2">生産者積立金の単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">採卵鶏</td> <td>成 鶏(120日齢超)</td> <td>1羽当たり</td> <td>4円</td> </tr> <tr> <td>育成鶏(120日齢以下)</td> <td>1羽当たり</td> <td>2円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肉用鶏</td> <td>1羽当たり</td> <td>0.5円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">種 鶏</td> <td>成 鶏(120日齢超)</td> <td>1羽当たり</td> <td>6円</td> </tr> <tr> <td>育成鶏(120日齢以下)</td> <td>1羽当たり</td> <td>3円</td> </tr> </tbody> </table> 注：高病原性鳥インフルエンザの発生がなかった場合には、積立金が翌年度に持ち越され、新たな納付は不要。			鶏の種類		生産者積立金の単価		採卵鶏	成 鶏(120日齢超)	1羽当たり	4円	育成鶏(120日齢以下)	1羽当たり	2円	肉用鶏		1羽当たり	0.5円	種 鶏	成 鶏(120日齢超)	1羽当たり	6円	育成鶏(120日齢以下)	1羽当たり	3円
鶏の種類		生産者積立金の単価																							
採卵鶏	成 鶏(120日齢超)	1羽当たり	4円																						
	育成鶏(120日齢以下)	1羽当たり	2円																						
肉用鶏		1羽当たり	0.5円																						
種 鶏	成 鶏(120日齢超)	1羽当たり	6円																						
	育成鶏(120日齢以下)	1羽当たり	3円																						
互助金の単価	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">鶏の種類</th> <th colspan="2">互助金の単価(1羽当たり)</th> </tr> <tr> <th>経営支援互助金</th> <th>焼却・埋却等互助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">採卵鶏</td> <td>成 鶏(120日齢超)</td> <td>670円</td> <td rowspan="6">80円</td> </tr> <tr> <td>育成鶏(120日齢以下)</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肉用鶏</td> <td>20円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">種 鶏</td> <td>成 鶏(120日齢超)</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>育成鶏(120日齢以下)</td> <td>350円</td> </tr> </tbody> </table> 注：焼却・埋却等互助金の支払額は、80円/羽を上限とし、焼却・埋却等に要した経費の9割相当額から家伝法に基づく焼却・埋却に対する交付金を差し引いた額			鶏の種類		互助金の単価(1羽当たり)		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金	採卵鶏	成 鶏(120日齢超)	670円	80円	育成鶏(120日齢以下)	220円	肉用鶏		20円	種 鶏	成 鶏(120日齢超)	1,050円	育成鶏(120日齢以下)	350円		
鶏の種類		互助金の単価(1羽当たり)																							
		経営支援互助金	焼却・埋却等互助金																						
採卵鶏	成 鶏(120日齢超)	670円	80円																						
	育成鶏(120日齢以下)	220円																							
肉用鶏		20円																							
種 鶏	成 鶏(120日齢超)	1,050円																							
	育成鶏(120日齢以下)	350円																							

「高病原性鳥インフルエンザ」の発生を防ごう！

ウイルスを鶏舎に「入れない・持ち込まない」ために・・・



鶏舎の入り口や窓にネットなどを設置し、野鳥やネズミなどの野生動物の侵入を防ぎましょう。また、堆肥舎等にも野鳥が入らないようにしましょう。

ウイルスを媒介する可能性のあるハエ、ゴキブリ等の衛生害虫への対策を強化しましょう。

野鳥と接触が考えられる生水は、鶏等へ給与しないようにしましょう。

鶏舎内へ、部外者が立ち入ることを禁止しましょう。

鶏舎内出入口に踏み込み消毒槽を設置し、ウイルスの侵入を防ぎましょう。また、養鶏場内に入る車両や、器具等の消毒を徹底しましょう。



台湾での渡り鳥からの鳥インフルエンザウイルス分離

平成16年12月15日、台湾での渡り鳥の調査において、2検体から鳥インフルエンザウイルス(H5N2、H5N6)が分離されました。

直ちに国内の渡り鳥が危険ではありませんが、以下に留意してください。

的確な予防ができるように、野鳥等の鶏舎等への侵入及び給水源への接近の防止、消毒の徹底、関係者以外の農場への出入りの制限を実施してください。

常に本病の発生を疑い飼養家さんの健康観察に努め、本病を疑う症例を発見した場合には直ちに最寄りの家畜保健衛生所へ連絡してください。

高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

平成16年11月18日に農林水産省から公表されました。今後この防疫指針により、高病原性鳥インフルエンザに対する総合的な発生予防及びまん延防止措置が実施されます。(本指針は農林水産省のホームページ <http://www.maff.go.jp/> から参照できます。)

問い合わせ先一覧

名 称	住 所	電話番号
佐久家畜保健衛生所	佐久市大字瀬戸字中庭 1,111-179	0267-62-4123
上田支所	上田市材木町 1-2-6 上田合同庁舎内	0268-23-1260
伊那家畜保健衛生所	伊那市大字伊那字西町 5,764	0265-72-2782
飯田家畜保健衛生所	飯田市追手町 2-678 飯田合同庁舎内	0265-53-0439
松本家畜保健衛生所	松本市島内西川原 6,931	0263-47-3223
長野家畜保健衛生所	長野市安茂里米村 1,993	026-226-0923
長野県農政部畜産課衛生係	長野市大字南長野字幅下 692-2 県庁 5 階	026-235-7236 (直通)